

市川市コンプライアンス委員会議の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市職員による秘密の漏えいその他の重大なコンプライアンス（法令並びに条例及び規則その他の規程を遵守することを基本に、高い倫理観に基づき、公平かつ公正な公務を遂行することをいう。以下同じ。）に違反する事案の客観的かつ公正な検証等に資するため、当該事案に関する意見の聴取を目的として開催する市川市コンプライアンス委員会議（以下「委員会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等聴取事項)

第2条 委員会議においては、本市職員による重大なコンプライアンスに違反する事案に係る事実関係の究明、把握及び認定並びに当該事案の再発防止策について意見を聴取するものとする。

(出席者等)

第3条 委員会議の出席者は、弁護士その他の法令等に関し専門的な知識又は識見を有する者とし、その合計人数は、おおむね3人以内とする。

2 市長は、必要と認めるときは、委員会議を開催することができる。

3 市長は、委員会議の出席者について、おおむね2年ごとに見直しを行うものとする。

4 第1項に定めるもののほか、市長は、必要に応じ、関係者に対し委員会議への出席を依頼することができる。

5 委員会議の出席者は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その地位を退いた後も同様とする。

(委員会議の進行等)

第4条 委員会議の進行は、総務部の職員が行うものとする。

2 委員会議は、公開しない。

(報償金)

第5条 市長は、委員会議の出席者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の報償金を支給する。

(1) 委員会議に出席した場合 1日当たり18,500円

(2) 第2条に規定する意見を述べるために事案に係る調査等に従事したものと市長が認める場合 1時間当たり8,000円

2 前項の規定にかかわらず、第3条第4項の規定による委員会議の出席者に支給する報償金については、市長が別に定める。

(身分)

第6条 委員会議の出席者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の身分を有する者ではない。

(事務)

第7条 委員会議の運営に関する事務は、総務部において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月15日から施行する。